

安総第×××号
令和5年7月6日

××市××町××番地

審査請求人

●● ●● 様

処分庁 安来市長（税務課）

裁 決 書

審査請求人が令和5年6月27日付けで提起した処分庁が申請期限経過を理由として軽自動車税の減免を受けられないとすることに係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 処分庁は、令和5年5月1日に令和5年度分の軽自動車税（種別割）納付書（納期限は、同年5月31日）を発送した。
- 2 処分庁は、審査請求人に同年6月20日に督促状を発送した。
- 3 審査請求人は、同年6月23日に処分庁に電話し、身体障害者等に係る軽自動車税の減免を申請しようとしたが、処分庁職員より申請期限（当該減免の場合は軽自動車税の納期限）を経過しているため、当該減免を申請できない旨の説明を受けた。
- 4 審査請求人は、当該減免に係る申請書は処分庁に提出していない。
- 5 審査請求人は、軽自動車税の減免を受けられないことを不服とし、同年6月27日付けで市長に審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人は、今まで自動車税の減免の対象となっており、東部県民センターより減免のはがきが届いた後、申請を行っていた。
- 2 2011年11月（2022年11月の記載誤りと思われる。）に普通車から軽自動車に変更している。
- 3 障害者手帳の発行は市で行っているのを把握していると思っていた。
- 4 督促状が届いたため、6月23日に処分庁に電話し、減免の申請をしよう

した際に、処分庁が申請期限を経過したことを理由に、軽自動車税の減免を受けられないとした処分及び職員の対応について、あまりにも理不尽であると主張している。

理 由

1 本件審査請求の適法性

以下の理由により、本件手続きは審査請求の対象に当たらない。

(1) 審査請求の対象について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条では、「行政庁の処分」に不服がある者は審査請求をすることができる」と規定していることから、処分の存在は、審査請求の提起に必要な要件である。

(2) 本件審査請求に係る処分の存否について

軽自動車税の減免については、地方税法（昭和25年法律第226号）第463条の23において、市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において種別割の減免を必要とすると認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例で定めるところにより、種別割を減免することができる」と規定している。

そして、安来市では、安来市税条例（平成16年安来市条例第61号。以下「市税条例」という。）第90条及び安来市軽自動車税に関する減免及び課税免除要綱（平成31年安来市告示第45号。以下「軽自動車税減免要綱」という。）第3条において身体障害者等に係る軽自動車税の減免について定めており、市税条例第90条第2項において、減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、必要な事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならないと規定している。また、軽自動車税減免要綱第3条第2項では、市税条例第90条第2項に定める申請書の提出があった場合は、速やかに審査し、申請者に通知するものとする」と規定している。

行政不服審査法第2条に基づく審査請求の対象となるのは、行政庁の処分であるところ、本件では、審査請求人が市税条例第90条第2項の減免の申請を行っていないため、処分庁も軽自動車税減免要綱第3条第2項の処分を決定していないことから、審査請求人が主張する身体障害者等に係る軽自動車税の減免を受けられないとする処分は存在しない。

2 本件審査請求の補正可能性

審査請求人の主張を斟酌するに、本件手続き以外の点について審査請求の対象とする意思があると解することはできないため、本件審査請求の対象を補正することができないことは明らかである。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は、審査請求の対象とならない行為について審

査を求めるものであって、不適法であって補正することができないことが明らかであるから、行政不服審査法第24条第2項に基づき、同条第1項及び同法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

審査庁（総務課）

安来市長 田 中 武 夫

教 示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、安来市を被告として（訴訟において安来市を代表する者は安来市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、安来市を被告として（訴訟において安来市を代表する者は安来市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。